

随意契約に付する理由書

工事名：大阪府警察本部本庁舎監視カメラ設備ほか改修工事

本工事は、本部本庁舎内及び留置場内に設置している監視カメラ、インターホン設備を改修するものです。

当該設備は、設置後22年が経過しており、設置以降24時間運転し本部本庁舎内及び留置場内を常時警戒、監視、映像を録画しているものです。現在、当該設備の不具合が散発している状況であり、都度応急的に補修しているものの、設置後22年が経過しているため補修部品が無く、今後故障した場合はカメラ、インターホンの修理が不可能な状況です。

万が一、故障した場合は本部本庁舎内及び留置場内の常時監視が不可能となり、映像も録画することができないことから、警察業務に著しく支障を来し、本部本庁舎内の危機管理対策が不可能となります。また、インターホンも同様、施設内の連絡、連携が不可能となることから、留置場内の円滑な業務が不可能な状況となります。

上記理由により早急な改修工事が必要ですが、本工事を実施するにあたり、既設機器を運用しながら工事を行うことが必須なため、既設機器の適切な操作、当該設備のシステム全体を熟知していることが必要不可欠です。併せて、既設機器から新設機器へ切替時等、当該設備が使用不可となる期間を極力短くすることが求められます。また、工事期間中に工事が起因した既設機器類の故障等が発生した場合は、速やかな復旧が求められることから、当該設備の保安体制を確立した事業者でなければ、適切な工事はできません。

このため、適切に工事を施工できる者は、当該設備のシステム全容、機器の構造・仕様、性能等を熟知した製造設置及び保守点検の事業者であるパナソニックコネクト株式会社現場ソリューションカンパニー西日本社のほかになく、同社より見積書を徴取したところ見積価格も適正と認められますので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。